

## さぬき市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さぬき市有料広告掲載に関する基本要綱（平成18年さぬき市告示第13号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、さぬき市がインターネットに公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の種類はバナー広告とし、広告の掲載箇所、枠数、規格及び掲載料は別表のとおりとする。

2 次の表現を含んだバナー広告は、掲載しない。

- (1) 利用者に誤解を生じさせるおそれのあるもの
- (2) 市ホームページの掲載内容と混同するおそれのあるもの
- (3) 文字の点滅等、過度の色覚的刺激により利用者に不快感を与えるもの
- (4) その他、掲載が不相当であると市長が認めるもの

3 前項各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

4 広告の作成に伴う費用は、申込者の負担とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とする。

2 広告掲載期間内に、市の事情により市ホームページを一時閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じ掲載期間を延長する。

(広告掲載の申込)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、基本要綱第6条に規定するさぬき市有料広告掲載申込書に次の資料を添付して、市に申し込みをするものとする。

- (1) バナー広告案
- (2) バナー広告からのリンク先として申込者が指定するホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容が分かる資料
- (3) その他、申込者の健全性を確認するために市長が特に必要とする資料

(広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告を掲載する旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が定める規格により広告原稿を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第6条 基本要綱第11条第1項第2号に規定する事由とは、次の各号に該当する場合を指す。

- (1) 指定する期日までに市長が定める規格を満たす広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告主ホームページが、広告掲載期間中に閉鎖されたとき。
- (3) 広告掲載後、広告主ホームページの内容が変更され、その結果として基本要綱第3条の規定に反する事由が生じたとき。
- (4) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると市長が判断したとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

掲載箇所	トップページ下部
枠数	10枠（ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。）
規格	(1) 縦50ピクセル (2) 横175ピクセル (3) 容量10キロバイト以内 (4) GIF形式（文字、画像の点滅などの過度の色彩的刺激を伴うアニメーションは禁止）
掲載料	1枠につき月額7,000円